

『一般社団法人CLUB SINEPOST』 クラブ規約

第1章 総則

第1条（名称）

当クラブの名称を以下のとおりとする。『通称：CS（シーエス）』
一般社団法人 CLUB SINEPOST（以下「クラブ」という）

第2条（設立日）

当クラブの設立日を以下のとおりとする。
令和2年4月1日

第3条（事務局所在地）

当クラブの事務局は、主たる事務所を京都市内に置く。

第4条（目的）

当クラブは、バスケットボールの活動を通じて、スポーツの発展に献身し、自分の可能性を最大限に高めることに寄与することを目的とする。

第5条（活動）

当クラブは、第4条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- （1）基礎基本的な技術習得のための定期的な練習会
- （2）練習会の成果を試す交流会（練習試合）
- （3）U-15カテゴリーに属する各種大会に参加
- （4）その他、第4条に即した諸活動

第2章 会員

第6条（会員資格）

当クラブの会員は、当クラブの活動の趣旨に賛同し、共に活動を行うことを希望する中学1年から中学3年生の女子とする。なお、他のクラブチームへの掛け持ちは不可とする。

第7条（休会）

休会（引続き1ヶ月以上3ヶ月以内を休む場合をいう）を希望する会員は、原則として休会を希望する月の10日までに届け出る。

第7条 第2項（休会）

休会の期間は3ヶ月以内とする。

第8条（退会）

退会を希望する会員は、退会を希望する月の10日までに届け出る。退会届を必ず提出する。

万が一、CSのルールを守れなかったり、他人を誹謗中傷したりするようなことがあれば退会をお願いすることもあり得る。

第3章 事故等

第9条（賠償責任）

本チームの活動中に発生した事故及び障害については保険の適用内とし、指導者、保護者、本チームは一切の責任を負わない。

第4章 組織

第10条（役員）

当クラブに以下の役員を置く。役員は兼ねることができる。

ヘッドコーチ 1名
A・コーチ 数名
トレーナー 1名
サポートスタッフ 数名（ボランティアスタッフ）

第11条（役員の責務）

ヘッドコーチは、当クラブを代表し、円滑な運営に努め、当クラブの活動を統括する。A・コーチはヘッドコーチを補佐し、ヘッドコーチが欠員のときはヘッドコーチの職務を遂行する。

第12条（サポートスタッフ）

当クラブに以下のサポートスタッフを置く。なお、サポートスタッフは当クラブ会員で構成する。ヘッドコーチ、A・コーチがサポートスタッフを兼ねることもある。

総務 1名
会計 1名
庶務 1名

第13条（サポートスタッフ任期）

サポートスタッフの任期は、1年とし、再任を妨げない。年度途中、欠員補充により選任されたサポートスタッフの任期は、前任者の残任期間とする。

第14条（サポートスタッフ任務）

サポートスタッフの任務を以下のとおりとする。

総務は、当クラブの活動全体に関する連絡調整等の業務を掌る。
会計は、総務をサポートするとともに、当クラブの活動推進に関する会計業務を担う。
庶務は、総務をサポートするとともに、当クラブの一般的な事務作業等を扱う。

第5章 役員会等

第15条（役員会等）

当クラブの活動を円滑に行い、日常の活動内容を決定するために各役員の出席のもとに、ヘッドコーチの招集により役員会を定期的開催する。

第6章 財産

第16条（財産）

当クラブの運営上必要な物品・現金等の財産は、善良なる管理者の注意義務をもって、ヘッドコーチがこれを管理する。

第17条 第2項（財産）

当クラブの財産の管理の方法については、役員会の定めるところによる。

第18条（経費等）

当クラブの経費は、会費その他の収入をもって充てる。

第19条 第2項（経費等）

当クラブは、会費を運営費用とするために、毎月、会費を募る。

第20条（会計年度）

当クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

第21条（会計報告）

ヘッドコーチは、年1回、その会計年度に係る財産の収支について、年度末に会計報告を行う。

第7章 写真、映像の使用

第21条（写真、映像の使用）

本クラブの活動風景を撮影した写真及び映像を、ホームページ、その他のプロモーションに使用する場合がある。

第8章 規約の改正

第22条（規約の改正）

本クラブは、必要に応じ随時、本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項については細則を定めることができる。